

# ホテル営業構造設備等基準

| 施設区分                              | 基準内容  | 備考  |   |
|-----------------------------------|---|---|---|
| 客室                                | 10室以上であること。   |   |   |
|                                   | 客室内にくず入れを備えておくこと。                                       | *   |   |
|                                   | 洋式  | 洋室の床面積は9m <sup>2</sup> 以上であること。(13m <sup>2</sup> 以上が望ましい) |   |
|                                   |   | 寝具は洋式のものであること。  |   |
|                                   |   | 出入口および窓は鍵をかけることができるものであること。                               |   |
| 和室                                | 和室の床面積は7m <sup>2</sup> 以上あること。(9m <sup>2</sup> 以上が望ましい) |   |   |
| 浴室                                | 適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。                                 |   |   |
|                                   | 浴槽および洗場の床は、耐水性材料で築造すること。                                |   |   |
|                                   | 浴室には、上り用湯又は上がり用水を供給する設備を設けること。                          |   |   |
|                                   | 浴室および脱衣室は、入浴設備の外部から見通すことができない構造とすること。                   |   |   |
|                                   | 浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。                                  |   |   |
|                                   | 浴室には、清浄な湯および水を十分に供給できること。                               | *   |   |
|                                   | 室   | 気泡発生設備、シャワー設備等には連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。                  | * |
|                                   |   | 気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。                           | * |
|                                   |   | 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪等を除去する設備を設けること。                            |   |
|                                   | 便所  | 便所は水洗式であり、かつ座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用および女子用の区分があること。      |   |
| 収容定員数に応じ大小(大便器を兼ねるものも含む)便器を設けること。 |   |   |   |
| 照明                                | 採光および照明による照度は、客室・応接室・食堂等40ルクス以上。                        | *   |   |
|                                   | 調理場および配膳室   | 50  | * |
|                                   | 浴室・洗面所・便所等  | 20  | * |
|                                   | 廊下および階段   | 20  | * |
| その他の共用部分                          | 客との面接に適する玄関帳場等を有すること。                                   |   |   |
|                                   | 換気のための窓、その他の開口部又は機械換気設備を有すること。                          | *   |   |
|                                   | 飲用に適する湯又は水を供給できる適当な規模の洗面設備を有すること。                       |   |   |
|                                   | 施設の規模に応じた暖房設備があること。                                     |   |   |
|                                   | 最下階の客室の床が木造の場合、床下の通風を良好にすること。                           |   |   |
|                                   | 排水設備は、常に汚水の排出に支障のないようにすること。                             |   |   |

※収容定員 洋室 1人/4.5m<sup>2</sup> 和室 1人/3.3m<sup>2</sup> (条例)

※ 便器の数 (参考(要領))

| 定員(人) | 1~5 | 6~10 | 11~15 | 16~20 | 21~25 | 26~30 | 31~300       | 301~         | 大便器と小便器に分けて備える場合には、その割合は原則として同数とすること。 |
|-------|-----|------|-------|-------|-------|-------|--------------|--------------|---------------------------------------|
| 大便器数  | 1   | 2    | 2     | 3     | 3     | 4     | 10人増加毎に各1個加算 | 20人増加毎に各1個加算 |                                       |
| 小便器数  | 1   | 1    | 2     | 2     | 3     | 3     |              |              |                                       |

※ 指導事項

- 寝具類は常に清潔を保ち、敷布、ふとんえり、まくら覆いおよび浴衣は客1人ごとに洗濯したものを用いること。(条例)
- 施設の内外は常に清潔を保ち、ねずみおよび衛生害虫の防除に努めること。(条例)
- 宿泊者名簿を備え、宿泊者の氏名、住所、職業等を記載しておくこと。(法)
- 善良な風俗が害されるような文書、図画等を掲示又は備え付けないこと。

※条例：秋田市旅館業法施行条例  
 要領：旅館業における衛生管理要領  
 \*衛生措置基準

# 旅館営業構造設備等基準

| 施設区分     | 基準内容                                      | 備考                                       |   |
|----------|---|--|---|
| 客室       | 5室以上であること。                                |  |   |
|          | 客室内にくず入れを備えておくこと。                         | *  |   |
|          | 和式  | 和室の床面積は7㎡以上あること。(9㎡以上が望ましい)              |   |
|          | 洋式  | 洋室の床面積は9㎡以上あること。(13㎡以上が望ましい)             |   |
|          |   | 寝具は洋式のものであること。                           |   |
|          |   | 出入口および窓は鍵をかけることができるものであること。              |   |
|          | 客室と他の客室、廊下等の境は壁造りであること。                   |  |   |
| 浴室       | 適当な規模の入浴設備を有すること。(当該施設に近接して公衆浴場がある場合を除く。) |  |   |
|          | 浴槽および洗場の床は、耐水性材料で築造すること。                  |  |   |
|          | 浴室には、上り用湯又は上がり用水を供給する設備を設けること。            |  |   |
|          | 浴室および脱衣室は、入浴設備の外部から見通すことができない構造とすること。     |  |   |
|          | 浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。                    |  |   |
|          | 浴室には、清浄な湯および水を十分に供給できること。                 | *  |   |
|          | 室   | 気泡発生設備、シャワー設備等には連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。 | * |
|          |   | 気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。          | * |
|          |   | 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪等を除去する設備を設けること。           | * |
| 便所       | 収容定員数に応じ大小(大便器を兼ねるものも含む)便器をそなえること。        |  |   |
|          | 便所の手洗設備には、石鹼又は消毒薬を常備し、共用の手ぬぐい等を備え付けないこと。  | *  |   |
| 照明       | 採光および照明の照度は、客室・応接室・食堂等40ルクス以上。            |  |   |
|          | 調理場および配膳室 50 "                            | *  |   |
|          | 浴室・洗面所・便所等 20 "                           | *  |   |
|          | 廊下および階段 20 "                              | *  |   |
| その他の共用部分 | 客との面接に適する玄関帳場等を有すること。                     |  |   |
|          | 換気のための窓、その他の開口部又は機械換気設備を有すること。            | *  |   |
|          | 飲用に適する湯又は水を供給できる適当な規模の洗面設備を有すること。         |  |   |
|          | 最下階の客室の床が木造の場合、床下の通風を良好にすること。             |  |   |
|          | 排水設備は、常に汚水の排出に支障のないようにすること。               |  |   |

|                                 |  |      |       |       |       |       |              |              |                                       |
|---------------------------------|--|------|-------|-------|-------|-------|--------------|--------------|---------------------------------------|
| ※ 収容定員 洋室 1/4.5㎡ 和室 1/3.3㎡ (条例) |  |      |       |       |       |       |              |              |                                       |
| ※ 便器の数 (参考 (要領))                |  |      |       |       |       |       |              |              |                                       |
| 定員(人)                           | 1~5  | 6~10 | 11~15 | 16~20 | 21~25 | 26~30 | 31~300       | 301~         | 大便器と小便器に分けて備える場合には、その割合は原則として同数とすること。 |
| 大便器数                            | 1  | 2    | 2     | 3     | 3     | 4     | 10人増加毎に各1個加算 | 20人増加毎に各1個加算 |                                       |
| 小便器数                            | 1  | 1    | 2     | 2     | 3     | 3     |              |              |                                       |
| ※ 指導事項                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>寝具類は常に清潔を保ち、敷布、ふとんえり、まくら覆いおよび浴衣は客1人ごとに洗濯したものを着ること。(条例)</li> <li>施設の内外は常に清潔を保ち、ねずみおよび衛生害虫の防除に努めること。(条例)</li> <li>宿泊者名簿を備え、宿泊者の氏名、住所、職業等を記載しておくこと。(法)</li> <li>善良な風俗が害されるような文書、図画等を掲示又は備え付けないこと。</li> </ul> |      |       |       |       |       |              |              |                                       |

※ 条例：秋田市旅館業法施行条例  
 要領：旅館業における衛生管理要領  
 \* 衛生措置基準

# 簡易宿所営業構造設備等基準

| 施設区分     | 基準内容                                      | 備考 |
|----------|---|----|
| 客室       | 客室の延床面積は33 m <sup>2</sup> 以上であること。        |    |
|          | 客室内にくず入れを備えておくこと。                         | *  |
| 室        | 階層式寝台を有する場合には、上段と下段との間隔はおおむね1 m以上であること。   |    |
|          | 階層式寝台を有する場合は、上段と天井の間隔は、上段と下段の間隔以上とすること。   |    |
| 浴室       | 適当な規模の入浴設備を有すること。（当該施設に近接して公衆浴場がある場合を除く。） |    |
|          | 浴槽および洗場の床は、耐水性材料で築造すること。                  |    |
|          | 浴室には、上り用湯又は上がり用水を供給する設備を設けること。            |    |
|          | 浴室および脱衣室は、入浴設備の外部から見通すことができない構造とすること。     |    |
|          | 浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。                    |    |
| 室        | 浴室には、清浄な湯及び水を十分に供給できること。                  | *  |
|          | 気泡発生設備、シャワー設備等には連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。  | *  |
|          | 気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。           | *  |
| 便所       | 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪等を除去する設備を設けること。            | *  |
|          | 収容定員数に応じ大小（大便器を兼ねるものも含む）便器を設けること。         |    |
| 便所       | 便所の手洗設備には、石鹼又は消毒薬を常備し、共用の手ぬぐい等を備え付けないこと。  | *  |
|          | 採光および照明による照度は、客室・応接室・食堂等40ルクス以上。          |    |
| 照明       | 調理場及び配膳室 50 "                             | *  |
|          | 浴室・洗面所・便所等 20 "                           | *  |
|          | 廊下および階段 20 "                              | *  |
| その他の共用部分 | 飲用に適する湯又は水を供給できる適当な規模の洗面設備を有すること。         |    |
|          | 換気のための窓、その他の開口部又は機械換気設備を有すること。            |    |
|          | 共同炊事場又は共同洗濯場を設ける場合、需要を満たす十分な広さがあること。      |    |
|          | 共同炊事場又は共同洗濯場には調理又は洗濯の設備を備えること。            |    |
|          | 共同炊事場又は共同洗濯場の床は耐水性を有する材料で築造すること。          |    |
|          | 最下階の客室の床が木造の場合、床下の通風を良好にすること。             |    |
|          | 排水設備は、常に汚水の排出に支障のないようにすること。               |    |

※ 収容定員 洋室 1人/3.0m<sup>2</sup> 和室 1人/2.5m<sup>2</sup> 階層寝台を有する場合 1人/2.25m<sup>2</sup> (条例)

※ 便器の数 (参考 (要領))

| 定員(人) | 1～5 | 6～10 | 11～15 | 16～20 | 21～25 | 26～30 | 31～300       | 301～         | 大便器と小便器に分けて備える場合には、その割合は原則として同数とすること。 |
|-------|-----|------|-------|-------|-------|-------|--------------|--------------|---------------------------------------|
| 大便器数  | 1   | 2    | 2     | 3     | 3     | 4     | 10人増加毎に各1個加算 | 20人増加毎に各1個加算 |                                       |
| 小便器数  | 1   | 1    | 2     | 2     | 3     | 3     |              |              |                                       |

- ※ 指導事項
- 寝具類は常に清潔を保ち、敷布、ふとんえり、まくら覆いおよび浴衣は客1人ごとに洗濯したものを用いること。(条例)
  - 施設の内外は常に清潔を保ち、ねずみおよび衛生害虫の防除に努めること。(条例)
  - 宿泊者名簿を備え、宿泊者の氏名、住所、職業等を記載しておくこと。(法)
  - 善良な風俗が害されるような文書、図画等を掲示又は備え付けないこと。

※ 条例：秋田市旅館業法施行条例

要領：旅館業における衛生管理要領

\* 衛生措置基準

## 下宿営業構造設備等基準

| 施設区分     | 基準内容                                      | 備考 |
|----------|---|----|
| 客室       | 客室の数が3室以上であること。                           |    |
|          | 客室内にくず入れを備えておくこと。                         | *  |
| 浴室       | 各室ごとに寝具およびその他の物品を保管できる設備又は場所を設けること。       |    |
|          | 適当な規模の入浴設備を有すること。（当該施設に近接して公衆浴場がある場合を除く。） |    |
|          | 浴槽および洗場の床は、耐水性材料で築造すること。                  |    |
|          | 浴室には、上り用湯又は上がり用水を供給する設備を設けること。            |    |
|          | 浴室および脱衣室は、入浴設備の外部から見通すことができない構造とすること。     |    |
|          | 浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。                    |    |
|          | 浴室には、清浄な湯及び水を十分に供給できること。                  | *  |
|          | 気泡発生設備、シャワー設備等には連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。  | *  |
|          | 気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないこと。                | *  |
|          | 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪等を除去する設備を設けること。            | *  |
| 便所       | 収容定員数に応じ大小（大便器を兼ねるものも含む）便器をそなえること。        |    |
|          | 便所の手洗設備には、石鹼又は消毒薬を常備し、共用の手ぬぐい等を備え付けないこと。  | *  |
| 照明       | 採光および照明の照度は、客室・応接室・食堂等40ルクス以上。            |    |
|          | 調理場及び配膳室 50 "                             | *  |
|          | 浴室・洗面所・便所等 20 "                           | *  |
|          | 廊下および階段 20 "                              | *  |
| その他の共用部分 | 廊下、洗面所等の適当な場所には、くず入れを備えること。               | *  |
|          | 飲用に適する湯又は水を供給できる適当な規模の洗面設備があること。          |    |
|          | 換気用の窓、その他の開口部又は機械換気設備があること。               |    |
|          | 最下階の床が木造の場合、床下の通風がよいこと。                   |    |
|          | 常に汚水の排出に支障のない排水設備があること。                   |    |

※ 収容定員 洋室 1人/4.5㎡ 和室 1人/3.3㎡（条例）、  
 ※ 便器の数（参考（要領））

| 定員(人) | 1～5 | 6～10 | 11～15 | 16～20 | 21～25 | 26～30 | 31～300  | 301～    | 大便器と小便器に分けて備える場合には、その割合は原則として同数とすること。 |
|-------|-----|------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|---------------------------------------|
| 大便器数  | 1   | 2    | 2     | 3     | 3     | 4     | 10人増加毎に | 20人増加毎に |                                       |
| 小便器数  | 1   | 1    | 2     | 2     | 3     | 3     | 各1個加算   | 各1個加算   |                                       |

※ 指導事項

- 寝具類は常に清潔を保ち、敷布、ふとんえり、まくら覆いおよび浴衣は客1人ごとに洗濯したものを用いること。（条例）
- 施設の内外は常に清潔を保ち、ねずみおよび衛生害虫の防除に努めること。（条例）
- 宿泊者名簿を備え、宿泊者の氏名、住所、職業等を記載しておくこと。（法）
- 善良な風俗が害されるような文書、図画等を掲示又は備え付けないこと。

※ 条例：秋田市旅館業法施行条例

要領：旅館業における衛生管理要領

\* 衛生措置基準